

船舶事故調査報告書

平成26年2月20日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成24年9月4日（火） 09時13分ごろ
発生場所	広島県東広島市大芝島西方沖 広島県呉市所在の安浦港三津口中防波堤灯台から真方位103° 1.6海里付近 （概位 北緯34°16.4′ 東経132°47.2′）
事故調査の経過	平成24年9月20日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 第十二全勝丸 ^{ぜんしょう} 、1.5トン HS3-37747（漁船登録番号）、個人所有 6.87m（Lr）×2.34m×0.83m、FRP ガソリン機関、60kW（動力漁船登録票による）、平成8年10月10日 B モーターボート なおき、5トン未満 270-42110広島、個人所有 5.37m（Lr）×1.95m×0.99m、FRP ガソリン機関、36.78kW、平成10年1月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 72歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和55年1月29日 免許証交付日 平成24年2月14日 （平成29年11月23日まで有効） B 船長B 男性 72歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成6年9月26日 免許証交付日 平成21年3月17日 （平成26年9月25日まで有効）
死傷者等	A なし B 軽傷 1人（船長B）
損傷	A 船首外板から船底にかけて擦過傷 B 船尾トランサム左舷側上縁部の破損、船首操舵席風防の破損等

<p>事故の経過</p>	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、平成24年9月4日09時07分ごろ大芝島北東方の棧橋を発進し、大芝島の北西に架けられた大芝大橋の中央から北方に向けて約11.0ノットの対地速力で手動操舵によって西進した。</p> <p>船長Aは、大芝大橋を通過したとき、機関からエアーを噛んだ音を聞いたので、燃料がなくなったと思い、左舷船尾の物入れの空の燃料容器のゴムホースを燃料が入っている燃料容器に付け替えていたところ、09時13分ごろA船の船首部とB船の船尾部とが衝突した。</p> <p>船長Aは、ゴムホースを付け替える前、船首が浮上して死角を生じていたが、燃料を早く入れようと思い、船首を左右に振るなどして死角を解消する操船を行っていなかった。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、07時30分ごろ大芝島西方沖に到着して漂泊し、船首を西方に向けて流し釣りを始めた。</p> <p>船長Bは、潮に流されながら、船首が西南西を向き、操縦席後方で右舷方を向いて立って釣りをしていたとき、船尾方約50mに接近したA船に気付き、「おーい、おーい」と叫びながら、3回くらい手を振ったが、両船が衝突した。</p> <p>船長Bが右臀部打撲傷を負った。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 曇り、風向 西南西、風力 2、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の中央期</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長Bは、危険を感じ、衝突直前に燃料容器の収納庫の陰に隠れてA船との衝突を避けた。</p> <p>船長Bは、救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A あり、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、大芝島西方沖を西進中、船長Aが、燃料容器の切換え作業を行っていたことから、B船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>A船は、航行中に船首が浮上して死角が生じていたが、船長Aが、死角を補う見張りを行っておらず、B船に気付いていなかったことから、燃料容器の切換え作業を行っていた可能性があると考えられる。</p> <p>B船は、大芝島西方沖で漂泊して釣り中、船長Bが、魚釣りをを行い、船尾方約50mに接近したA船に気付いたことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、大芝島西方沖において、A船が西進中、B船が漂泊して釣り中、船長Aが燃料容器の切換え作業を行っており、また、船長Bが船尾方約50mに接近したA船に気付いたため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>

参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 出航前、燃料搭載量を常に確認すること。・ 1人で乗り組み、燃料容器の切換え作業が生じた場合は、停船して行うこと。・ 航行中に船首死角が生じる場合、船首を左右に振るなどして船首死角を補う見張りを行うこと。・ 漂泊して釣り中であっても周囲の見張りを適切に行い、接近する他船を見落とさないこと。
-----------	---